

月刊 労運研レポート No. 84

2021年6月10日号

<特集> 最低賃金引き上げの闘い

<巻頭言> 地域から政策に結びつく最賃闘争を・・・・・・・・・・伊藤 彰信	2P
最低賃金引き上げ=各地の闘い	
兵庫 4P、名古屋 6P、三重 6P、千葉 7P、神奈川 9P、京都 10P、四国 11P	
建設アスベスト訴訟：最高裁判決と建設アスベスト賠償給付金制度・・堀井 晶	13P
<資料> 新たな社会契約：危機>復興>回復・・ ITUC（国際労働組合総連合）	17P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

< 巻頭言 >

地域から政策と結びつく最賃闘争を

伊藤 彰信（労運研事務局長）

政府は、6月中旬にまとめられる「骨太の方針」の素案に「感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参照にして、より早期に平均 1000 円を目指し、本年の引き上げに取り組む」と記述した。来月には中央最低賃金審議会で目安が示され、8月には地方最低賃金審議会で地域最低賃金が決定される。地域最低賃金の引き上げが期待されるが、我々の闘いの課題について整理してみたい。

外国では最低賃金引き上げが大きな流れ

政府が参照しようとしている諸外国の取り組みを見てみよう。イギリスはコロナ流行前と流行後と比較すると最低賃金を 8.5%引き上げている。ヨーロッパの最低賃金の水準は、イギリス 8.91 ポンド、フランス 10.03 ユーロ、ドイツ 9.6 ユーロであり、日本円に換算すると 1250~1350 円の水準である。今後の引き上げも予定されている。

アメリカのバイデン大統領は 4月 27日、大統領令により政府と契約する企業の最低賃金を現行の時給 10.95 ドルから 15 ドル（約 1650 円）に引き上げた。37%の引き上げである。来年 1月 30日以降に連邦政府と新規契約する事業者は来年 3月 30日までに労働者の賃金を 15 ドル以上にしなければならない。さらに、2023年 1月 1日以降は労働統計局の都市部賃金労働者用の消費者物価指数の上昇率を基に毎年改定されることとなった。身体障害者やチップ制労働者にも適用される。バイデン大統領は、コロナ対策の一環として連邦最賃 7.25 ドルを 15 ドルにする法案を提出したが、共和党の強い反対にあって成立を断念した。その代わりに政府契約企業の最低賃金を引き上げたのである。

米国のマクドナルドの労働者は、議会での最賃引き上げを待ってられないとして、時給 15 ドルを要求して国内 15 都市でストライキを構えた。マクドナルド社は「すでに賃金の引き上げを始めている。2024年までに 15 ドルの水準を達成するだろう」と発表した。マクドナルドは店舗の 95%がフランチャイズであり、マクドナルド社の決定は直営店のみには適用されない。労働者はストライキを解除しておらず、賃金引き上げの流れは収まっていない。

熱を帯びる最低賃金引き上げをめぐる攻防

日本では 2016 年以降年 3%程度の最低賃金引き上げが行われてきた。昨年は、骨太方針 2020 の「今や官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である。中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」という記述をうけて、中央最低賃金審議会は「現行水準を維持することが適当」と答申した。結果、地域最賃は 0~3 円（0.1%）の引き上げに止まった。

日本商工会議所など中小三団体は先月 15 日、「現行水準の維持」を求める要望書を政府に

提出した。経団連が3月の経済財政諮問会議で「『同一労働同一賃金』が中小企業にも適用されるのを機に、最賃を上げるべきだ。特に地方の格差が大きいことを踏まえ、より低い地方での引き上げが必要」と述べたことによる牽制である。

自民党の最低賃金一元化推進議員連盟は5月25日、菅首相に「デフレ経済から脱却するには、最低賃金の引き上げは死活的に重要だ」と指摘し、東京一極集中を是正する観点からも最賃全国一元化は不可欠と提言している。

日本弁護士連合会が5月14日、「低賃金労働者の生活を支え、コロナ禍の地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を発表した。連合は6月1日、具体的な引き上げ額には触れずに田村厚生労働大臣に最低賃金引き上げを要請した。全労連は5月31日、生計費調査の結果を公表した。地方は大都市部に比べて住居費は低い、自動車などにかかる交通費は上回る傾向にあるとし、最賃は「全国一律で時給1500円が必要」と訴えた。生協労連は6月1日から最低賃金引き上げのオンライン署名を始めた。平均1000円ではなく、「全国一律1000円に引き上げ、1500円に引き上げる道筋を示すこと」としている。

地域から展望を開く最賃闘争の強化を

昨年の「現行水準の維持」を許した敗因は、労働側委員が賃上げよりも雇用を優先する論理に屈した結果である。非正規労働者にとっては就労減少が生活困窮に直結するのであって、雇用も賃上げも実現しなければ貧困を克服できない。今年の最低賃金引き上げ闘争は、非正規労働者にとってはいわば背水の陣の闘いである。かわいそうな非正規労働者を助けるためではない。非正規労働者の生きるための闘いであることを確認しておこう。

最賃引き上げ論者の菅首相の登場で、今年は地域最低賃金のある程度の引き上げの可能性が見えてきた。反対する中小企業業者を説得する方策は、最賃引き上げに伴う中小企業対策である。今までのようなパソコンの導入に対する補助ではなく、労働者の雇用対策に結びつくものでなければならない。例えば、中小零細企業の全従業員に雇用保険加入を義務付けるとともに労使の雇用保険料を免除する。その財源として、自民党の最賃議連の中でも議論されているように、大企業の内部留保に課税することも一案である。

中央最低賃金審議会の答申には、全国一律制と時給1500円を実現する道筋を明記させなければならない。連合の神津会長は、地域間格差を是正するために全員協議会でランクの見直しを行うと発言している。今やランクの見直しで済む話ではない。全国一律制を実現するためには最賃法改正が必要である。安倍のおかげで最賃法の「支払い能力論」は事実上なくなった。「支払い能力論」を撤廃し、全国一律制にもとづく労働者とその家族に必要な最低賃金水準の決め方を定める最賃法改正を目指すべきである。

アメリカのfight for \$15の闘いを見ていると、対企業、対行政の闘いを現場の労働者と結びついて闘っていることが分かる。バイデンの方策は、日本の運動の観点から言えば公契約条例による引き上げといえる。地域最賃条例の制定や委託先との「同一労働同一賃金」実現など地域での大衆的な共闘づくりの可能性はいくらでもある。最低賃金ぎりぎり働く非正規労働者の声を実現する道筋をつくりあげていくことが、最賃法改正などの制度政策闘争を前進させる推進力になるであろう。

最低賃金引き上げ＝各地の闘い

<兵 庫> 今年は経営者協会に申し入れ

塚原 久雄（兵庫県パート・ユニオンネットワーク代表委員）

1991年2月、「パート110番」に取り組んできた兵庫県下の地区労（評）、非正規労働者を組織していたユニオン、そして自治体の臨時・非常勤を組織していた自治労臨職協と一緒に非正規労働者の権利や地位の向上に取り組む運動体「兵庫県パート・ユニオンネットワーク」(県ネット)が結成され30年にわたり様々な取り組みを展開していきました。

最低賃金引き上げの取り組み

県ネットとしては、2002年春闘から「時給1200円は高いか!？」というスローガンを掲げて最賃引き上げ運動に力を入れたこととなります。当時の兵庫県最賃は671円。世間からはアホちゃうかと思われるようなスローガンです。しかし、時給1200円で年間2000時間働いても年収240万円（月額20万円）にしかならない。阪神大震災を通じて、非正規労働者の複合就労の実態を見ていただけない、切実な要求でした。この提起は、翌年のコミュニティ・ユニオン全国ネットワーク（全国ネット）の総会で提起され、最賃引き上げキャンペーンが全国的に広がることになりました。



年1回のピラまきだけでいいのか？

当初は、毎年春に取り組むパート・キャラバンで最賃引き上げを訴えるピラ配布宣伝行動だけでした。2013年、神戸地区労に加盟する自立労連（全労協加盟）が兵庫県最低賃金審議会に対して意見書を提出していることを知ります。大阪府の最賃審議会委員をされていたせんしゅうユニオンの副委員長をパートフォーラムの講師に招き、審議会に労働者の生の声を届けることが大切だと聞き、私たちの声をもっと審議会へ届くようにする必要性を感じるようになりました。

審議会と運動を結び付けた取り組みへ発展

労働側委員については、連合所属の組合が独占しており、時給に縁もゆかりもないオッサンばかりで議論しても意味はない。私たちは非正規労働者の運動団体から女性の委員の選出を求め、代表委員を推せんしてきました。しかし、まったく選ばれないし、選考過程についてもまったくわからないため、労働局に対して「委員の選出基準を明らかにするよう」交

渉を行ってきました。労働局は「総合的に判断した」との回答を繰り返すばかりで、「何を総合的にか」と追及しても答えず、全国ネットの厚労省交渉の要望事項にも取り上げてもらい、追及して来ました。



2015年～2017年のパート・キャラバンでは、JRの主要駅で「最賃はいくらが妥当か？」を市民に聞くシール投票の実施し、545人～709人の市民の協力を得ました。時給1000円以上を求める人が圧倒的であった事実を、意見書に盛り込みました。

また、意見書が一般論だけではなく、具体的な組合員の声も出していこうと、民間と公務で働く仲間から、意見書を書いてもらうよう働きかけもしていきました。働き始めて20年、ほとんど賃

金が上がっていない現実。世間が大型連休で浮かれている時に、時給労働者がいかに収入確保に奔走しなければならなかったかなど、リアルな実態を伝えるようにしてきました。

さらには、審議会の日程に合わせて兵庫労連と調整して労働局前で同時に集会を開き、交互に訴え、エール交換するなど、運動に広がりを作ってきました。

はじめて兵庫経営者協会に申し入れ

2021年春闘では、チェーン店のお好み焼き屋で最賃違反の求人を発見し、会社に申入書を送付するとともに、兵庫経営者協会に対して初めて申し入れを行いました。申し入れに際して、経営者協会の専務理事は、「申し入れを受ける立場にない」「審議会で働きかけるのがルール」などと強く抵抗しましたが、日時を通告して押し掛けました。最賃引き上げに対する主張は平行線でしたが、正規と非正規の待遇格差については改善を図る必要があるとの話を聞くことができました。ただ、正規の賃金を下げて、その分非正規の待遇改善を図ろうと言う意図が見えていましたが。

運動がないと最賃は後退する

2002年まで兵庫と京都の最低賃金額は同じでした。しかし、その後、時代に差が開き、2015年には最大で15円もの格差となっていました。真実はどうか不明ですが、兵庫での運動が強まるとともに、その差は縮まっています。今後も「最低賃金今すぐ全国どこでも時給1000円以上！残業をなくして生活できる賃金を！そして時給1500円をめざそう！」を合言葉に、市民の目の見える形で運動を展開していきたいと考えています。



<名古屋> 最低賃金ユニオン全国同時アクション21に参加

鶴丸周一郎（名古屋ふれあいユニオン委員長）

2021年、名古屋ふれあいユニオンでは、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークで取り組む「最低賃金ユニオン全国同時アクション21」に呼応し、2月26日に賃上げを求める街頭宣伝活動を行った。

2018年に事務所を名古屋駅近辺に移転したこともあり、最近の宣伝活動はもっぱら名古屋駅前である。愛知県はトヨタ自動車に関連する事業所が非常に多く、その下請け企業・工場で働く労働者がユニオンに相談し、組合員となって企業との交渉に至ることも多い。名古屋駅前にそびえ立つ「ミッドランドスクエア」。地上47階の高層ビルには17～40階までトヨタ自動車が入っており、街宣には格好の場所となっている。



さて、街宣は18時頃から行ったが、正直なところビラの受け取りはよくなかった。寒風、コロナの影響による人出の少なさもあった。とはいえ、私たち名古屋ふれあいユニオンの精鋭数名が横断幕を掲げ、「時給1,000円でもやっと年収200万円。いまの最低賃金でまっとうな生活はできない!」とか、「時給労働者だけの問題じゃない!給与明細を確認してみて!」と最低賃金の引き上げや、自分の賃金に意識を向けることを呼びかけた。最賃引き上げ=昇給とか、正社員でも最賃すれすれだとか、正規・非正規を問わず最賃が労働者の生活に直結していることを意識しながらの訴え、果たして道行く労働者に声は届いたのだろうか。

私たちは日常的に様々な組織と連携して活動する機会がある。特に最低賃金引き上げの宣伝活動については、愛労連（愛知県労働組合総連合）とも歩調を合わせて行う（一緒にやろうとお声がけいただく）こともある。最低賃金のような労働者全体の問題、社会全体の問題については、組織の垣根を超えた運動の展開が必要であろう。前号で河添誠さんが提案されているように、最賃ネットワークが全国に広がっていくことを期待したい。

<三重> 最低賃金ユニオン全国同時アクション21に参加

柴田天津雄（ユニオンみえ副委員長）

2月26日、津駅東口の通路で最低賃金大幅引き上げのキャンペーンを行なった。夕方、冷たい雨が降っていた。駅に向かう人たちは、それでも私たちの呼びかけに応じてチラシを受け取ってくれた。

駅前広場の一角にユニオンみえの宣伝カーを駐車して、最賃引き上げのキャンペーンをあたりに響き渡らせた。チラシを受け取る人も最賃引き上げのキャンペーンとわかる

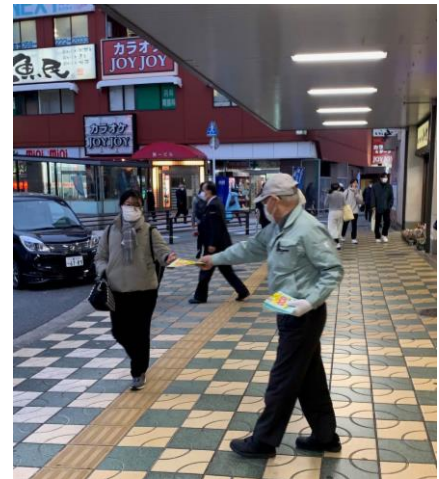
と、いつもより受け取りがよかったと思う。

三重県の最賃は、現在時給874円。一日8時間働いても1か月15万円に届かない。手取りにすると12万5千円程だ。これではとても暮らしていけない。皆、2～3時間の残業をしたり、ダブルジョブやトリプルジョブをしたりして生活を支えている。貯金もできない。先のことは考えられない。これが三重県の最低賃金だ。

派遣やパートなど、非正規で働く者にとっては、組合に入っている（ユニオンみえにはこの種の仲間がたくさんいる）、職場の経営者に対して労働条件の改善をなかなか要求しづらい。賃上げ交渉も難しい。

地域の最低賃金の引き上げが非正規で働く者にとって、賃上げのほとんど唯一の手段になっている。

チラシを受け取る人たちも「最賃低いよねえ」と一様にうなずいている。「最賃時給1、500円、いますぐ1、000円」の声を町中に響かせていきたい。



<千葉> 5.29 ちばキャラバン行動を実施

小林 春彦(京葉ユニオン幹事)

「今すぐ最低時給1500円！今すぐ同一労働同一賃金！」をアピール

「コロナ解雇は許さない！コロナ禍に負けない！セーフティーネットを！」と呼びかける

このキャラバンは、なのはなユニオン・ユニオン市原・I女性会議・反失業千葉県共闘会議・市原地区労・千葉スクラムユニオン・東葛ふれあいユニオン・松戸労組会議・習志野地区労・木更津地区労・郵政ユニオン千葉・N関労千葉支部・国労千葉地本・ユニオン習志野・京葉ユニオン・日音協の計16団体で実行委員会を作り、毎年、最賃審議会が開催される前に県内主要7駅頭でリレートークとチラシ配布等キャラバン方式で行っている。

全行程参加、途中参加、スポットで参加は自主性で、1か所25～35名程度の参加で延べ200名が参加した。司会をなのはなユニオンの鴨桃代さんが行い、各自治体議員や、その地域の労組・ユニオン、不当解雇の争議団、原告などが発言した。

今年も全国最賃キャンペーンに呼応しJR柏駅東口10時⇒JR松戸駅東口11時⇒JR市川駅北口12時30分⇒JR船橋駅北口14時15分⇒JR津田沼駅北口15時⇒JR稲毛駅北口15時45分⇒JR千葉駅16時30分の順序で宣伝行動を展開した。

また、懸案だった千葉県労働局への申し入れと交渉に向けた意思統一ができた。

リレートークでの訴え

- ① コロナ禍で派遣社員・パート・アルバイトなどへの解雇・雇止めが10万人を超え、歯止めがかからない。また、休業・廃業が昨年だけでも5万6100件を超えている。医療崩壊

ともいわれる中、ワクチン接種も進まず、コロナ PCR 検査も抑えられている。悪法ばかりを強行採決するな！コロナ対策に集中しろ！菅自公政権打倒！

- ② 非正規労働者が 2000 万人を超え、就業人口の 40%になっている中、年収は 100 万円台から 200 万円台に集中、仕事でも生活でも「正社員と同じ」を求められているのに処遇はまったく見合っていない。千葉県の最賃は時給 925 円でフルに働いても年 180 万円程度でとても安心して生活できない状況だ。今こそ「誰でもどこでも最低時給 1500 円」と世界の常識である「同一労働同一賃金」の実現する時だ。



- ③ チェーン店の富士そばで残業代を支払えと 25 名が労働審判に申し立てた。雇用調整助成金の不正活用の件や悪質な不当労働行為で都労委に申し立て闘っている最中に、組合潰しを狙った支部長、書記長に対する不当解雇に対して当該と弁護団、なのはなユニオン、全国ユニオンは解雇撤回に向けて全力で闘っている。
- ④ ユニオン市原では、通勤途上災害、看護学校での求職満了と同時に解雇された問題、派遣期間中に解雇された仲間の問題等コロナ禍で労働相談が増えている。会社申し入れ、団交等相談者に寄り添いながらたたかっている。
- ⑤ 今、正社員、契約社員、パート社員、派遣社員などすべての働く人が生活・雇用不安にさらされている。何かおかしいことがあったら「納得できない」と声を上げよう。そして、一人で悩まず、一人でも入れる組合(ユニオン)に相談と加入を！
- ⑥ コロナ禍に負けない。休業補償や雇用調整助成金(雇用主)等、働く者をサポートする制度を活用しよう。その制度の仕組みや手続き等、まずは相談を！

街ゆく人の反応と今後の課題

幸い天気にも恵まれ、駅周辺の人出は多く、足を止めてトークに聴き入る人や直接話しに来る人も多く、「頑張れ！」の声もかかるなど、反応は上々だった。

今後の課題としては、

- ① チラシの受け取りが例年より悪かった。やはり、ひと手間かけてのティッシュペーパーとの抱き合わせが必要。
- ② 職場・賃金実態から、大幅賃上げと最賃の闘いの重要性、キャラバン行動への意識高揚のためにも、キャラバン前後の学習と交流が必要。
- ③ 公務職場や他の主要組合との連携等の追求と SNS 等の活用で広がりを作り、千葉県全体に広めること。

(最低賃金大幅引き上げキャンペーンのホームページより転載 <https://saiteichingin.undo.jp/>)

<神奈川> 最低賃金を全国一律 1500 円に!!

米山 哲郎 (全国一般全国協神奈川)

企業の内容留保は 475 兆円 (2020 年 10 月) にも及ぶ一方で、労働者全体の 40% に及ぶ非正規労働者は低賃金を強いられている。



経済を活性化させるには労働分配率を上げて消費を高める以外ないというのが経済の実情なのである。

菅内閣は今年の最低賃金を 3% アップと 5 月の経済諮問会議で決定した。中小経営者はコロナ禍で悲鳴を上げている。しかし、最賃を上げる環境整備は具体的言及していない。

それは地域経済を支えてきた中小経営者の自然淘汰を促進し、大企業への系列化、吸収合併を意図するものであるからである。このことにより、最賃闘争は非正規労働者の賃金を上げることにとどまらず、非正規の雇用を守る体制が必要となってきた。すなわち、企業内本工組合への依拠から非正規労働者が自らの要求として最低賃金アップの声を上げ、協力することが大切である。

神奈川においては、ユーコープ労働組合の呼びかけに応じて Fight For 1500 神奈川実行委員会に参加して、4 月から第 4 土曜日に桜木町駅で宣伝を行ってきている。

そして、6 月 26 日土曜日には 11 時から赤レンガで集会をやって、11 時半からは桜木町駅まで、アピールボードを持ってデモ行進を予定している。横断幕作成の作業、宣伝行動を通して非正規労働者の出会いと連帯を生み出す活動が始まっている。そして、神奈川の最賃審議会への意見陳述を準備している。

2021 最低賃金をめぐる地域合同労組、ユニオンなどに課せられた使命は大きい。中小未組織の現場から共に闘う労働組合運動の陣形を構築して行くことが求められている。

<京 都> 最低賃金闘争を労働者の連帯を再建する糸口に

服部 恭子（きょうとユニオン書記長）

● 2020年、最賃闘争の不発から反転攻勢へ

ユニオンネットワーク・京都で、最賃闘争に取り組み始めてから15年になります。地方審議会の傍聴や意見表明、署名、情宣が主な取り組みでした。2014年には、いくつかのユニオンが共同で「最賃UP!UP!キャンペーン」を取り組みました。

昨年最賃闘争は、新型コロナの拡大で、労働相談対応に追われて十分な取り組みができませんでした。その反省もあり、またコロナ禍だからこそ最賃の重要性が強まっているという思いもあり、もっと多くの労働者に最賃闘争を呼びかけようと、毎月1日デモを活動の柱にしています。1日のデモに向けて、宣伝カーを使って市内を回りデモを呼びかける街宣活動と、商店街での署名情宣、各種集会での署名集めを組み立てて3月から8月までの行動を集中して取り組んでいます。デモの参加者は20～30名程度ですが、沿道から“頑張っ！”の掛け声がかかったり、デモに飛び入り参加する人がいたり、ビラの受け取りも良く、立ち止まってアピールを聞いている人もいて、最賃に関心が高まっている実感はあります。何かきっかけをつかめば大きな運動へと拡大するという予感はあるものの、力不足で届いていないもどかしさもあります。

● 重要な仕事なのに劣悪な労働条件の「コロナ7業種」…危機をチャンスに！

コロナ禍で大きなダメージを受けているのは、飲食・宿泊・陸運・小売り・生活関連・娯楽・医療福祉の7業種と言われています。この7業種が経済全体に占める雇用の割合は4割、売上は2割、利益が1割だそうです。生産性が低く、資金力の脆弱な中小零細企業が多く、賃金水準が低く、人との接触が不可避な業種です。同時に、人間の生活や生命に欠かすことの出来ない仕事でもあります。昨年から“エッセンシャルワーク”とか“キーワーク”とか



取ってつけたような賛美が流行しましたが、重要な仕事なのに低賃金で劣悪な労働条件で、非正規雇用が多いのが現実です。率直に“おかしい！”と思います。コロナ危機は「儲からない仕事は価値がない」というゆがんだ価値観を逆転していくチャンスでもあります。

コロナ危機で打ちのめされている中小零細企業に「最賃1500円」といっても不可能ですし、倒産・廃業の道へ追い込むことにしかなりません。だから「無理」と言ってあきらめるのではなく、コロナ危機の中だからこ

そ最低賃金の大幅引き上げを軸に、人間の生活に欠かせない重要な仕事の価値に見合った賃金を実現していく、そのためにどのような政策やしくみが必要なのかを真剣に考える時だと思います。昨年のように「コロナだから最賃据え置き」を許してはなりません。

●最賃闘争を通じて労働者連帯を

コロナ禍で労働者の分断と孤立の状況はますます深まっています。中小零細職場の99%には労働組合がありません。非正規雇用労働者の多くにも労働組合がありません。労働組合の交渉や闘いを通じて労働条件の引き上げを実現することができない圧倒的多数の労働者が自分自身の賃金引き上げにアクセスできる方法の一つとして最賃闘争を打ち出していけるのではないかと思います。均等待遇を願う非正規雇用労働者にとって、パート有期法を活用した職場での闘いと同時に、賃金の底上げを実現する最賃闘争を車の両輪として取り組むことを訴えていきたいと思っています。

また、「労働組合なんて自分たちとは縁がない」と考えている未組織労働者に、「労働組合はあなたと一緒に闘う」ということをアピールできる運動を作っていけるのではないかと、とも思います。

「労働組合」という“闘う武器”を手にした労働者こそが先頭に立って最賃闘争を闘うことに重要な意味があります。労働組合・労働運動への信頼を再構築し、バラバラにされた労働者の連帯を紡ぎなおす闘いに挑戦する責任があると思います。最低賃金は、正社員も、非正規雇用労働者も外国人労働者も共に手をつなぎ合える課題です。最賃闘争の今日的意味を洗い直し、運動の拡大を実現していきましょう。

全国一律1500円に向けて奮闘しよう！

<四 国> 走る「JAL解雇撤回・最賃1500円実現！四国キャラバン」

河村洋二（四国キャラバン実行員会事務局長）

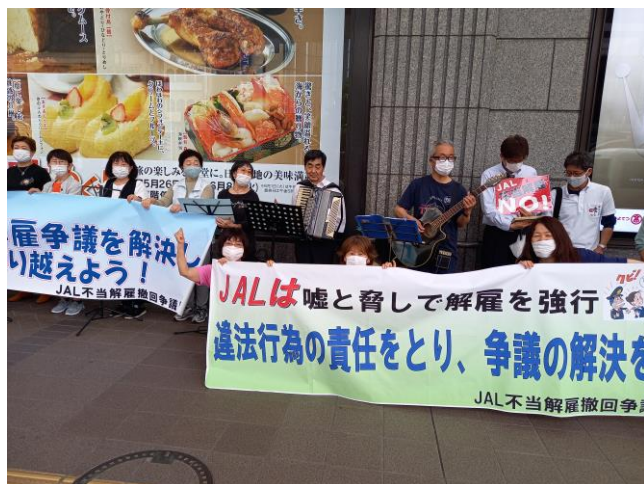
四国四県を4日で巡るキャラバン

「JAL解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン」を6月1日（徳島）→2日（高知）→3日（愛媛）→4日（香川）で実施しました。昨年に続き県庁所在地を中心に8：00～19：30の日程で、「街頭宣伝」、「プラ立ちスタンディング」、「テープ街宣」、「労働局交渉」、「学習と交流の夕べ」のスケジュールで行いました。

コロナ禍で大きな集会在組織できず盛り上がりはいまいちでしたが、JAL闘争団・支援共闘によるJAL徳島空港事務所（所長・久保田明子）への「JAL争議早期解決申し入れ」あり、労働局の「ご意見があったことは上申します」との形式的な答弁に「要請書を上申するだけではだめだ、それがどうなったか報告すべきだ」、「お米が買えずお粥にしたり、ダブルワーク、トリプルワークで、親に甘えない子供の気持ちや子供を抱っこできない親の気持ちになって最賃制度を考えているのか」と怒りの交渉ありの充実した取り組みになりました。



街宣はコロナ禍で珍しかったのか、行く先々で”ナニー？”と注目をされました。とりわけ松山市駅前の合唱（愛媛合唱団）つき街宣は圧巻でした。「がんばれ」とか「わかった、1500円OK」と手を振る市民に励まされました。



上申した結果を地方で説明を

労働局交渉では、「JAL 争議の早期解決について、われわれの要請をどこに上申したのかそしてどうなったのか、全く説明がない。JAL は職員を脅し労働組合をだまして、解雇を強行した。新規採用し、金もあるのに解雇撤回しない。『社長は解決したい』と言いながら 10 年もたなざらしだ。まったく理不尽、非人道的だ。JAL を呼んで早期解決を強く指導すべきではないか」と怒りの交渉となった。労働局は「本省の大臣官房（賃金課という県労働局もあった）です。その後はわかりません。本省から地方に説明するシステムになっていない。お話は伝える」と応えるのみであった。

地域間格差をなくせ、全国一律 1500 円に

最賃について交渉の焦点となったのは、地域間格差と昨年を目安額の問題だった。

様々な調査で地方と大都市の生活費はほぼ変わらないという立場で「地方の最賃（高知 792 円、四国平均 800 円）は低すぎて人間らしい生活ができない。1000 円でもワーキングプアだ。ダブルワークしても最賃ではお米が買えない、お粥で辛抱しているという悲惨な生活実態にある労働者の気持ちになって最賃を考えるべきだ」、「実習生に今度日本に来たらどこで働きたいか尋ねたらみんな東京、大阪という。都会の方が最低賃金が高いからだ。これでは地方は労働力を確保できず寂れる一方だ。最賃は地域間格差をなくし、全国一律 1500 円に引き上げ、生涯で 2000 万円以上にもなる賃金差別（地域格差）を廃止せよ。昨年見送った目安額を上積みすること」と迫った。

労働局は「昨年を目安額の扱いはわからないとしつつも、地域間格差については、審議員も同様の認識かと思う。ご意見はしっかり上に伝えたい」と応じた。

学習と交流の夕べを開催

夕方の「学習と交流の夕べ」では「どうして 1500 円なのか」最賃 DVD と「あの空へ帰ろう 愛媛バージョン」JAL 闘争 DVD の上映会（高知、松山、高松）を行った。「会計年度任用職員の実態にまなぶ」予定だった三好会場はコロナで会場使用禁止となり中止した。無念残念。

なお、四国キャラバンには 41 団体、延べ 210 余人が参加し、分担金・賛同金 25 万円が寄せられました。

またキャラバン実施に当たり 2 回の四国実行委員会の開催と「最低賃金の大幅引き上げキャンペーン委員会・四国」（代表・中野勇人）を結成しました。

＜建設アスベスト訴訟＞

最高裁判決と建設アスベスト賠償給付金制度

堀井 晶（全建総連東京都連合会書記次長）

建設現場でアスベスト(石綿)粉塵に曝露し、中皮腫、肺ガンなどの深刻な石綿関連疾患に罹患した建設工事従事者やその遺族が、石綿使用政策を続けアスベスト規制を怠ってきた国と、アスベストの危険性を知りながら製造・販売を続けてきた建材メーカーの責任を追及して、13年間の長期にわたり「建設アスベスト訴訟」を各地で闘ってきた。

最高裁でほぼ全面勝訴判決を勝ち取る

2021年5月17日、最高裁判所第一小法廷（深山卓也裁判長）は、先行する神奈川1陣訴訟、東京1陣訴訟、京都1陣訴訟、大阪1陣訴訟の4つの訴訟について、国と建材メーカーの責任を認める判決を言い渡した。判決では、国の規制権限不行使の責任はもとより、一人親方等に対する国の責任を認めた。また、被告建材メーカーの共同不法行為責任も認定するなど、原告のほぼ全面的勝訴となった。

具体的には、最高裁は、国は1975年10月1日以降2004年9月30日までの間、事業主に対し屋内作業者が石綿粉じん作業に従事する際に防じんマスクを着用させる義務を課すとともに、石綿建材への適切な警告表示を義務付けるべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると判断した。また、労働者でなくとも国賠法1条1項の適用上違法になるとし、一人親方等に対する国の責任を認め、神奈川1陣訴訟及び大阪1陣訴訟について、原判決を一部破棄して高裁に差し戻した。建材メーカーの共同不法行為責任も認め、神奈川1陣訴訟及び東京1陣訴訟について高裁に差し戻した。



今回の最高裁判決は、建設アスベスト訴訟に関する初の最高裁判決であり、労働者だけでなく一人親方等に対する国の責任を認めた点や最高裁が建材メーカーらの共同不法行為責任を認めたことなど画期的な意義を有するものとなった。

しかし、屋外作業者に対する国の責任を否定したことや責任期間で救済に線引きしたことなど極めて不当な内容も含まれている。

菅首相が原告と面会し謝罪

最高裁判決を受けた翌18日には、総理大臣官邸で菅首相と原告団・弁護団、建設アスベスト訴訟全国連絡会の代表が面会した。この中で菅首相は「健康被害を訴えられた方々の長きにわたるご負担や苦しみ、そして、最愛のご家族を失った悲しみについて、察するにあまりあり、ことばもない。内閣総理大臣として責任を痛感し、真摯（しんし）に反省して、政府を代表して皆さんに心よりおわびを申し上げる」と謝罪した。そのうえで「最高裁判所の判決や、与党の取りまとめを踏まえ、皆さんの考えを十分に尊重させていただいて、早急に和解に向けた基本合意を締結したい」と述べ、2陣・3陣訴訟で原告団との和解を進めるとともに、未提訴の建設アスベスト被害者に対する給付金制度の実現にも取り組む考えを示した。

和解基本合意書に調印

同日夜、田村厚生労働大臣と原告団・弁護団・建設アスベスト訴訟全国連絡会は「基本合意書」に調印した。基本合意書の主な内容は、①国が最高裁判決を厳粛に受け止め、被害者・遺族に謝罪する、②係属中の訴訟についての統一和解基準の制定、③未提訴の被害者に対して、裁判をすることなく被害補償のための給付金を支給する制度を法制化する、④石綿被害を発生させないための対策、治療・医療体制の確保、被害者に対する補償に関する事項等について、建設アスベスト訴訟全国連絡会との継続協議を行う、の4点となっている。

建設アスベスト給付金法案が成立

この基本合意により国との関係では裁判を経ることなく補償が受けられる制度が法制化されることとなった。6月2日の衆議院厚生労働委員会では、建設アスベスト給付金法案（「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案」）を、衆議院本会議に委員長提案の形で提出することが決定され、6月3日には衆議院本会議で全会一致で可決、6月9日には参議院で可決成立した。

法成立により、国の責任を認めた最高裁判決を踏まえ、独立行政法人労働者健康安全機構に「特定石綿被害建設業務労働者等給付金支払基金」が設けられ、被害に応じて550万円～1300万円が被害者または遺族に支給される。厚労省の「特定石綿被害建設業務労働者等認定委員会」の審査結果に基づき支給を受ける権利が認定されることになる。

同法律の付則第2条は「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とされているが、厚労委員会の質疑の中で「国以外の者」とは建材メーカーであることが厚労大臣より答弁された。また、委員会の質疑で、政府側は今後の対象者として19500人、支給総額4000億円を想定していることが明らかとなっている。

「与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム」（与党PT）内でも建材メーカーの在り方が引き続き検討課題とされ、原告団らと国との基本合意でも被害者に対する補償について継続的に協議することとされている。

建設アスベスト訴訟闘争は、被害者である原告が勝訴するだけでなく、未提訴の被害者も含む全ての建設産業におけるアスベスト被害者を救済する建設石綿被害補償基金制度の創

設を目標としてきた。

この間の闘いで、1万人以上にのぼる未提訴者が裁判によることなく賠償を受けられる制度を立法化させる画期的な成果を得た。しかし、国の給付金制度だけで完全な賠償を得られるわけではない。今後は、危険性を知りながらアスベスト含有建材を製造・販売し利益を上げてきた建材メーカーに補償金を抛出させるように制度を拡充することや、支給対象期間外の被害者や屋外作業者についても差別することなく補償させていくように改正させていくことが大きな運動課題となっている。

今後、私たち建設労働組合では、新たに創設された賠償給付金制度をアスベスト被害者に広く周知し、申請を支援するとともに、建材メーカーも含む補償基金制度の実現に向け、取り組みを進めていくこととしている。

<資 料>

声 明

2021(令和3)年5月17日

首都圏建設アスベスト神奈川訴訟原告団・弁護団

首都圏建設アスベスト東京訴訟原告団・弁護団

関西建設アスベスト京都訴訟原告団・弁護団

関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団

首都圏建設アスベスト統一本部

関西建設アスベスト統一本部

建設アスベスト訴訟全国連絡会

1 最高裁判所第一小法廷(深山卓也裁判長)は、本日、首都圏建設アスベスト神奈川第1陣訴訟(以下「神奈川1陣訴訟」という。)、首都圏建設アスベスト東京第1陣訴訟(以下「東京1陣訴訟」という。)、関西建設アスベスト京都第1陣訴訟(以下「京都1陣訴訟」という。)及び関西建設アスベスト大阪第1陣訴訟(以下「大阪1陣訴訟」という。)について、一審被告国及び一審被告建材メーカーらの責任を認める判決を言い渡した。

最高裁判所第一小法廷は、すでに東京1陣訴訟、京都1陣訴訟及び大阪1陣訴訟において、一審被告国の上告受理申立てを不受理としており、労働者のみならず一人親方及び中小事業主(以下「一人親方等」という。)に対する国の責任を認めた原判決は確定していた。

また、同第一小法廷は、京都1陣訴訟及び大阪1陣訴訟において、原審で責任が認められた一審被告建材メーカーらの上告受理申立てを不受理としており、主要曝露建材について高いシェアを有する建材メーカーらの共同不法行為責任を認めた原判決が確定していた。

今回の最高裁判決は、これらを前提として、国の責任期間や違法事由、一人親方等に対する国の責任を認める法理等を明らかにするとともに、建材メーカーらの責任期間や注意義務の内容、共同不法行為責任を認める法理等を明らかにした。

2 国の責任について

最高裁判所第一小法廷は、国は、1975(昭和50)年10月1日(改正特化則施行日)以降2004(平成16)年9月30日(改正安衛令施行日前日)までの間、事業主に対し、屋内作業者が石綿粉じん作業に従事するに際し防じんマスクを着用させる義務を罰則をもって課すとともに、これを実効あらしめるため、建材への適切な警告表示(現場掲示を含む。)を義務付けるべきであったにもかかわらず、これを怠ったことは著しく不

合理であり、国賠法 1 条 1 項の適用上違法であると判示し、神奈川第 1 陣訴訟について国の上告を棄却して国の責任を確定させ、神奈川 1 陣訴訟について被災者 20 名に対する国の賠償責任を確定させた。

また、労働者でなくとも屋内建設現場においても、石綿粉じん作業に従事して石綿粉じんに曝露した者との関係においても国賠法 1 条 1 項の適用上違法になるとし、一人親方等（解体作業に従事する者を含む）に対する国の責任を認め、神奈川 1 陣訴訟及び大阪 1 陣訴訟について、原判決を一部破棄して審理をやり直すべく原審に差し戻した。

本判決は、建設アスベスト訴訟に関する初の最高裁判決であり、労働者だけでなく一人親方等に対する国の責任を認めた点において画期的な意義を有するものと高く評価できる。

しかし、屋外作業員に対する国の責任を否定したことや責任期間で救済に線引きしたこと等は極めて不当であり、強く抗議する。

3 建材メーカーらの責任について

最高裁判所第一小法廷は、建材メーカーらは、配管工等の後続作業員も含めて警告義務があり、これに違反したとして注意義務違反を認めた。また、建設アスベスト被害者に対する民法 719 条 1 項後段の類推適用による共同不法行為責任を認め、神奈川 1 陣訴訟の大工の被災者 24 名につき自判して増額し、また中皮腫の被災者 4 名につきメーカーらの上告を棄却した上、建材メーカーらの責任を確定させた。さらに、神奈川 1 陣訴訟のその余の職種及び東京 1 陣訴訟について原判決を一部破棄して審理をやり直すべく原審に差し戻した。

最高裁が建材メーカーらの共同不法行為責任を認めたことは、被害者が建材メーカーの行為と損害の間の因果関係の立証が困難である本件の特質を正しく受け止めたものとして高く評価することができる。

しかし、京都 1 陣訴訟及び大阪 1 陣訴訟について、原判決が屋外作業員に対する建材メーカーの責任を認めた結論を覆し、クボタ、ケイミュー及び積水化学工業の責任を否定したことは極めて不当であり、この判断には強く抗議するものである。

4 国は建設アスベスト被害者に謝罪し、全ての建設アスベスト訴訟を早期に解決するとともに、建設アスベスト被害者補償基金を創設せよ

2008(平成 20)年 5 月 16 日に建設アスベスト訴訟が東京地裁に提訴されてからすでに 13 年が経過した。この間、全国各地で建設アスベスト集団訴訟が提起され、原告の総数は、今回最高裁判決を受けた 4 事件を含め、被災者単位で 900 名を超えているが、そのうち 7 割を超える者が亡くなっており、生存被災者は 3 割にも満たない。もはやこれ以上の解決の引き延ばしは許されない。

2020(令和 2)年 12 月 14 日、東京 1 陣訴訟における最高裁判所第一小法廷の上告受理決定により国の法的責任が確定し、同年 12 月 23 日、田村憲久厚生労働大臣は、原告代表者を大臣室に招いて謝罪するとともに被災者救済のための協議の場を設けるとの考えを示した。

国は本最高裁判決を真摯に受け止め、全国の建設アスベスト訴訟を速やかに和解によって解決すべきである。

また、建材メーカーらも徒に訴訟を引き延ばすことなく、早期解決のため、和解のテーブルに着くべきである。

さらに、アスベスト関連疾患による労災認定者はこれまでに約 1 万 8000 人に上り、建設業がその半数を占め、石綿救済法で認定された被害者の中にも相当数の建築作業従事者が含まれている。また建設アスベスト被害者が今後も毎年 500～600 人ずつ発生することが予測されている。そこで、これらの被害者が裁判などしなくとも早期に救済されるよう、「建設アスベスト被害者補償基金」を創設することが喫緊の課題となっている。現在、与党建設アスベスト対策 PT において協議が進められているが、国及び建材メーカーは、与党 PT と連携し、基金創設に向け最大限の努力をすべきである。

以上

新たな社会契約：危機>復興>回復

ITUC（国際労働組合総連合）

2020.7.31

あまりにも多くの国で社会契約が壊れ、労働者が権利、社会的保護やディーセントワークなしに放置されるという時に、世界は重度のうつ状態に直面している。また、あまりにも多くの政府が、行動に失敗したか、または労働者の権利、賃金と状況を直接攻撃してきた。

世界は危機の収束を迎えつつあるが、権利、平等、包摂的成長や世界的安定性を支え、強化するために設立された国際機関はかつてなく壊されたままである。それらは強化され、人々と地球のニーズに対応することにあらためて焦点を合わせる必要がある。

WHO[世界保健機関]は、COVID-19 に対する世界的な対応において必要性を証明したが、そうであったとしても科学が、政治的妥協なしに、健康リスクを管理するとともに、治療へのユニバーサルアクセスを確保する基礎でなければならない。

WTO [世界貿易機関] は、人々と彼らの環境の両方に失敗した貿易のグローバルモデルを主宰している。

また、ブレトン・ウッズ体制は、新自由主義の構造改革と緊縮を、支配的な諸国の利益と企業の欲望を促進することによって、その任務からかけ離れている。これは変えなければならない。

ILO [国際労働機関] は、そのユニークな三者構成システムによって、それが社会契約を生み出したときと同じように、いまでも必要である。しかし、その構成要素は、創設者が 1919 年にそうであったように、また 1944 年のフィラデルフィア宣言で再確認されたように、権利のグローバルフロアにコミットする必要がある。

世界の労働力人口の 60% が、権利も、最低賃金も、社会的保護もないまま、インフォーマル部門にいて、不安定労働がフォーマルな雇用者の最大 40% を苦しめているときに、社会契約がずたずたになっている。すべての労働者にディーセントワークが復興計画の基本でなければならない。また、資金供給と持続可能な開発目標（SDGs）は、ディーセントワーク、公的サービス、社会的保護、平等と気候正義を含んだ、回復のための最良の枠組みであり続けている。

世界経済モデルは労働者と彼らの家族に失敗した

COVID-19 パンデミックの前であってさえ、大きな不平等—収入の不平等、人種的不公正やジェンダー差別—は、すでに市民の不安と民主主義への不信で猪狩の時代を駆り立てつつあった。気候変動による異常気象現象の結果としての破壊とともに、経済と社会に対するリスクはすでに明らかであった。それに加えて、われわれは、技術の最良及び最悪の影響に関連した選択、権利基盤の欠如に直面している。

COVID-19 とともに、健康危機はいまや、ほんの数か月前には想像もできなかった規模で、経済的混乱と失業を助長している。

通常のビジネスは受け入れられない

われわれは、さらなる衝撃に耐える回復力の基盤をともなった、政府と社会の間の社会契約を再建する復興を計画しなければならない。

世界の労働組合運動は政府に対して、以下を含んだ復興・回復計画を導入するようよう求めている。

仕事、安全な雇用、権利、安全、社会的保護

- ・仕事の保護と仕事の創造
- ・収入の保護、最低生活賃金と、インフォーマル経済にいる者、病気の者及び失業中の者に対する最低所得補償
- ・結社と団体交渉のユニバーサルな権利
- ・基本的権利のひとつとしての、安全な職場のための世界的基準・規定を含め、労働安全衛生

平等と包摂

- ・女性、全人種、移住労働者や若年労働者の平等な経済参加とすべての者の差別からの保護
- ・インフォーマル労働の労働者に対するものを含め、復興を構築するためのユニバーサルな社会的保護
- ・適切に資金提供されたユニバーサルな公衆衛生、教育と医療
- ・気候と技術についての公正移行

経済力の規制

ビジネスに対する公的/国の支援には条件が付けられなければならない。こうした条件はまた、政府の調達契約にも組み込まれる必要がある。

- ・タックスヘイブンや株主買い戻しは使わないこと
- ・結社の自由と団体交渉権を含め、基本的諸権利
- ・COVID-19 を職業病に分類することを含めた、労働安全衛生の保証
- ・人権についての義務的なデューディリジェンス
- ・社会的対話と労働者・彼らの労働組合と合意した公正移行対策

これは、民主主義への信頼の再構築と多国間主義の大規模な改革によってのみ実現・維持することのできる、復興・回復のための国・世界的資金供給を必要とする。

復興への資金供給は労働者または公共サービスを犠牲にしたものであってはならない

復興には、気候変動への産業政策をもった仕事、インフラにおける仕事、公衆衛生、教育、

医療、エコシステム・持続可能な農業の開発・修復、すべての者へのデジタル接続性への大きな投資を必要とする。

しかし、それはまた、脆弱な国がすべての者にとってよりよい未来をつくるための財政的予知と直接的資金支援もつことを確保するための、国際連帯を必要とする。

連帯

- ・SDGs への投資を唯一の条件とした、もっとも貧しくもっとも静寂な国の債務救済の 2 年延長
- ・SDGs にそった開発のための流動性スワップを付けた、特別引出権のより広い範囲に関する合意
- ・もっとも貧しい国に対する SDGs にそった開発のための 5 年保証を付けた世界的社会保護基金

仕事と公正移行のための刺激策

- ・深く持続的な刺激策が必要であり、これには、債務に対する中長期アプローチと結びついた、狙いを定めた中長期アプローチを必要とするだろう。
- ・それはまた、包摂的で持続可能な開発のための産業政策をともなった、公共サービス・業種の仕事への投資を可能にする、税制の修繕や改革も必要とするだろう。
- ・課税措置には、法人税の最小閾値の確立とタックスヘイブン・違法な貿易の流れの根絶が必要であり、またこれとともに、延滞金融取引税、デジタル税や富裕税を含め、新たな仕組みも必要である。
- ・また、法の支配を信頼した、汚職の根絶が不可欠これらの措置には、格付け機関の改革と規制、開発、社会的権利、包摂を確保するための国際金融機関の義務の見直し、価格の安定と雇用・気候変動対策に対する重大な責任との間の不協和を終わらせるための中央銀行の義務の見直しを必要とするだろう。

復興－回復を構築し、人々・地球を経済と調和させる回復－のためのこの枠組みに対する行動が不可欠である。そうしてのみ、民主主義への信頼を回復し、社会契約への道を開くことができる。

労働組合は気候－と雇用－を確保した職場を組織し、国の労働組合連合体は政府に対して、パンデミックの危機的段階において労働者とその家族のためになされた進展を維持・改善するとともに、仕事、賃金、社会的保護のためにこれらに基づいて構築するよう求めるだろう。国際的には ITUC と TUAC [OECD 労働組合諮問委員会] が、多国間主義の改革、世界的一貫性・連帯と新たなまたは強化された世界的規則・基準のために取り組むだろう。

→人々のための民主主義－進歩的かつ包摂的

→新たな社会契約

→気候・雇用を確保したわれらが職場と公正移行

(翻訳：全国労働安全衛生センター)

<編集後記>

今号は、特集として「最低賃金引き上げ＝各地の闘い」を組んでみました。5月末から6月初め、最賃をめぐる攻防が熱を帯びていますが、中央での動向を十分に追いきれていません。例年より動きが早いような気がします。7月号も特集「最低賃金引き上げ」の第2弾を組みたいと思っています。ご協力をお願いします。

建設アスベスト訴訟は、最高裁判決、国の謝罪、補償基金制度創設と13年間の闘いの歴史的な到達を迎えました。本当にご苦労様でした。企業からの基金拠出や救済されなかった労働者の救済方法などまだ課題は残されています。

ITUC（国際労働組合総連合）の「新たな社会契約」の文章を入手しましたので資料として掲載しました。ITUCは新自由主義に批判的な姿勢をとっていることが伺えます。世界の労働力人口の60%が、権利も最低賃金も社会的保護のない状況です。日本の連合は、どのような姿勢でディーセントワークとSDGsを実現しようとしているのでしょうか。

ILOの2012年「社会的な保護の土台勧告」（第202号）、2015年「非公式な経済から公式な経済への移行に関する勧告」（第204号）が、コロナの状況の中で改めて見直されているように思います。このような国際的な動向についても見ていきたいと思いますので、詳しい方からの情報提供をお願いします。

今年のILO総会は5月20日に開幕しています。バーチャル形式での開催です。委員会の会合を経て、第1部（6月3日～19日）、第2部（11月25日～12月11日）の2部構成です。パンデミックの中で国際労働基準がどのように実現されるようになるのか、貿易摩擦が戦争に向かうことがないように、注目していきたいと思います。（I）